

多摩区役所生田出張所建替事業に伴う「対話」（サウンディング再調査）の結果について

■ 多摩区役所生田出張所建替事業について企業等との皆さまとの「対話」（サウンディング再調査）の実施結果を公表します。

川崎市（以下「本市」という。）は、昭和50（1975）年から利用を開始した多摩区役所生田出張所庁舎を解体撤去した後の市有地において、民間事業者の有するノウハウを最大限に活用することにより新庁舎（以下「本施設」という。）を整備する多摩区役所生田出張所建替事業（以下「本事業」という。）を実施し、本施設の早期完成を目指しています。

このたび、昨年（平成30（2018）年）9月に実施した対話の結果を踏まえ、更に多くの民間事業者において本事業への参画意向が高められるような対応の有無を確認するために、企業等との皆さまとの「対話」（サウンディング再調査）を実施しましたので、その結果を公表します。

1. 実施概要

日程：平成31（2019）年1月28日（月）～2月1日（金）

参加事業者：施設整備関係6者（うち4者は市内事業者）

2. 対話概要

多摩区役所生田出張所建替事業（以下「本事業」という。）に関心のある民間事業者を対象とし、本市が前回の対話結果をふまえて整理検討した「多摩区役所生田出張所建替事業の実施に関する方針（案）」及び「多摩区役所生田出張所建替事業に関する要求水準書（素案）」について、次の全2項目の対話項目についてのご意見及びご提案を頂くにあたり、民間事業者のアイデア及びノウハウ保護のために個別に対話を行いました。

対話項目

- | |
|----------------------------------|
| 1. 建設企業の参加資格要件に地域要件を設定することの適否 |
| 2. その他（本事業への参画意向が高められるような対応について） |

3. 結果概要

各対話項目に関する主なご意見等は次のとおりでした。

対話項目	主なご意見等
1. 建設企業の参加資格要件に地域要件を設定することの適否	<ul style="list-style-type: none">・市内の建設企業は、本事業のような民活案件（B T方式等）への入札参加経験や受注実績が少ないため、市外の建設企業との競合において不利になる可能性が危惧されることから、地域要件が設定されることにより市外の建設企業との競合が避けられれば本事業へ応募しやすくなる。・ただし、地域要件が設定されても、民活案件に積極的に挑戦する経営判断がなければ、一時的な資金調達への対応や受注できなかった場合に損失となる提案書作成等の労力や費用の負担がリスクとなり、必ずしも多くの市内建設企業が本事業に応募するとは限らない。・市外の建設企業は、地域要件が設定されることにより本事業への応募が困難になり、広く民間事業者が有するノウハウの活用を図ることが妨げられることになると考える。・市内中小企業活性化を図る観点からは、地域要件を設定することにより本事業に関する提案を行う民間事業者を限定するよりも、本事業における整備に係る資材や人材等を市内から調達するような提案を求め、当該提案内容を評価する方が有効であると考えます。
2. その他（本事業への参画意向が高められるような対応について）	<ul style="list-style-type: none">・入札価格よりも提案内容に対する評価が重視されるほど本事業への参画意向が高められる。・様々な提案を行うためには、どのような維持管理及び運営が行われる可能性があるのかについて、より多くの情報提供が必要である。

4. 対話結果に基づく検討

本市は、本対話の結果をふまえ、より多くの民間事業者において本事業への参画意向が高められるような対応として、地域要件を設定する代わりに実施体制に関する提案内容の評価項目の一つに「川崎市中小企業活性化に資する経済効果が認められる提案」を設けることを検討します。

具体的には、本事業の実施体制において、本店が川崎市内にある市内事業者の受注額が本事業の事業費に占める割合の多寡を評価し、本事業の実施による経済波及効果のうち市内事業者に対する直接効果の多寡を評価することなどを検討します。

5. 今後の予定

平成 31 (2019) 年度早々に本事業の実施を担う民間事業者の募集等の開始を予定します。

以上